

特定不妊治療費の助成を実施しています

町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成しています。

■対象者（次のすべてに該当する方が対象です）

- ・法律上の婚姻をしている夫婦
- ・申請日に周防大島町に住民票を有している夫婦
- ・山口県をはじめ各都道府県が指定する医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦
- ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された夫婦

■助成の範囲と回数

妻の年齢が43歳になるまでに治療を開始された夫婦で、通算10回までを助成

■助成額等

【夫婦の合計所得額730万円未満の場合】

◎山口県の助成が受けられる場合（※先に県への助成申請を行ってください）

治療に要した費用から山口県の助成決定額を差

し引いた額に対して、1回の治療につき、15万円（治療区分によっては7万5千円）を上限として助成

◎過去の助成回数により、山口県の助成が受けられなくなった場合

1回の治療につき、30万円（治療区分によっては、15万円）を上限として助成

【夫婦の合計所得が730万円以上の場合】

1回の治療につき、7万5千円（治療区分によっては、3万7500円）を上限として助成

※夫婦の合計所得は、申請日の前年（1月から5月までの申請については前々年）分です。

※特定不妊治療費の助成制度とは別に、人工授精および一般不妊治療費の助成制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

空家活用住宅の入居者募集

周防大島町内の空家を町が借り受けて改修し、周防大島町内へ定住を希望する方に貸し出す、空家活用住宅の入居者を募集します。

■住宅の所在

1. 周防大島町久賀2481番地5
木造平屋 105.44㎡（約31.9坪）
2. 周防大島町大字椋野1424番地1
木造平屋建 94.25㎡（約28.5坪）
3. 周防大島町大字東安下庄2436番地
木造2階建 131.55㎡（約39.8坪）

■家賃 3万円/月

■申し込みができる方

- ・現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻予定または事実上婚姻関係である者を含む）があ

ること。

- ・単身者であっても、国または県もしくは町から支援を受けている新規就農者および新規漁業就業者等。（詳しくは政策企画課までお問合せください）
- ・入居しようとする者が暴力団員でないこと。
- ・申込時において、住所を有する市町村の税および使用料等を滞納していないこと。

■申込期限 6月14日(金)

■選考の方法 面接により対象者を決定します。

■申し込み・問い合わせ 政策企画課

☎0820(74)1007



1. 久賀地区住宅



2. 椋野地区住宅



3. 安下庄地区住宅